

## 令和8年度 物産振興対策事業業務委託

### 企 画 提 案 仕 様 書

#### 1 事業名

令和8年度物産振興対策事業業務委託

#### 2 期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

#### 3 事業の背景及び目的

沖縄県経済の活性化を図るためには、県産品の消費拡大等による産業振興が必要であり、県内企業が、県内市場のみならず県外市場へも販路を拡大していくことが重要である。一方で、県内企業の資金力や、県外での商品認知度の低さなどから、県内企業が単独で県外へ進出することが困難となっている。

本事業は、県外の主要都市等において「沖縄の観光や物産等」に関するPRを実施するとともに、認知度の高い沖縄観光の情報発信と併せて様々な県産品の魅力をPRすることにより、その認知度向上、販売促進、新たな顧客の獲得等を図ることを目的とする。

#### 4 事業の内容

##### (1) 県外百貨店における沖縄物産展の開催

- ① 東京、大阪を中心とした県外主要都市の百貨店において開催する。  
開催件数 5件以上  
1回当たり出展県内事業者数 40事業者以上または県産品 200品以上  
1回当たりの売上目標、客層、商圈等の設定  
ステージを活用した観光イベント、食品実演等の会場構成及び実施内容の設定
- ② 県産品の魅力を伝え、リピート購入につなげるためには、沖縄の風土、歴史、生活・文化、地元の人々との交流などの体験が重要であることから、単に県産品の販売を行うだけでなく、沖縄の観光や文化に関する情報発信も同時に行うこと。
- ③ 出展者については、観光・文化振興の観点から訴求力の高い事業者や、県産素材活用や雇用促進等、産業振興への波及効果が高い事業者を優先すること。
- ④ メディア活用等による物産展への誘客を図ること。
- ⑤ 物産展をきっかけに、アンテナショップを始めとする小売店舗等やECサイトへの誘導、百貨店における商品定番化の促進を図り、県産品の販路拡大に繋がるような取組を行うこと。

なお、物産展後における商品定番化の促進については、百貨店の催事バイヤーと商品調達バイヤーが異なる場合が多いため、物産展開催期間中に出品事業者へ商品調達バイヤー等をマッチングするとともに、終了後のフォローアップを行うなど、取引拡大に向けた取組を行い、出品事業者の販路拡大の支援を行うこと。

- ⑥ 会場は原則として百貨店とすること。
- ⑦ 開催地域については、県が包括連携協定を締結している自治体の所在地域を原則1か所以上選定すること。

なお、当該地域で開催する物産展に関して県の同意を得た場合は、①の事業者数・県産品の品数及び⑥の会場について、条件を変更することが出来る。

## (2) 効果検証

出展者・来場者への調査や百貨店催事担当者からの意見聴取により、商品別売上額、物産展出展後の販売拡大・取引拡大の有無、客層別購買傾向、沖縄観光経験との関連などを把握し、物産展開催による効果について検証を行う。

来場者アンケート 3件以上、1件あたりサンプル50名以上  
百貨店催事担当社等意見聴取 毎回

## (3) 県内事業者へのフィードバック

必要に応じて、物産展出展事業者のみならず、物産展出展を検討している事業者を対象とし、(2)の検証結果や、物産展をきっかけとした販路拡大ノウハウなどのフィードバックを行う。これによって、物産展を活用して販路開拓・拡大を図るためのノウハウを還元するとともに、県内事業者の意欲を喚起する。また、必要に応じて、商品開発支援等、各種支援事業に繋げる。

## (4) その他本事業の目的を達するために有効な事業

上記のほか、本事業の目的を達するために有効な提案をすること。

## 5 企画提案内容

### (1) 上記4(1)「県外百貨店における沖縄物産展の開催」について

- ① 企画概要（時期、会場、商圈・顧客層の特徴、PR方法）
- ② 売上目標の数値設定、会場選定方針、考え方（これまでの開催経緯、百貨店の規模、百貨店の属する地域属性（顧客、人口、世帯数、世帯構成、年齢構成、食習慣など）、地域間の競合との比較、沖縄を訪れた観光客数の動向など）
- ③ メディアの活用による誘客、活用件数の目標設定（現地取材、会場生中継、新聞記事掲載など）
- ④ 様々な販売チャンネルと比較した、百貨店物産展の特徴、役割、意義
- ⑤ 出展事業者及び商品選定の方針、考え方
- ⑥ 物産展開催後におけるアンテナショップを活用したイベントの実施や小売店舗等やECサイトへの誘導、百貨店における商品定番化などの県産品販路拡大を図るための方策（ECサイト登録数、定番化商品数などの目標設定）

### (2) 上記4(2)「効果検証」を行う具体的な内容

### (3) 上記4(3)「県内事業者へのフィードバック」に係る具体的な内容

### (4) その他、本事業の目的を達するために有効な提案をすること。

## 6 提案上限額

本委託業務に係る提案上限額は 10,000 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）とし、この範囲内で、効率的かつ効果的な業務を企画提案するものとする。

なお、提案上限額は、本業務の企画提案における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

## 7 業務の実施状況に関する事項

沖縄県に、実施前に企画概要・広報案を提供すること。

## 8 再委託の制限

- (1) 委託業務の見積金額の2分の1を超える業務、委託業務に係る統括的かつ根幹的な業務の再委託を前提とする企画提案は認めない。
- (2) 再委託が可能な範囲については、別途定めるものとし、再委託に際しては、原則として沖縄県の事前承認を受けなければならない。
- (3) 再委託の相手方は、本契約の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を選定することはできない。

## 9 事業の成果品及び著作権

### (1) 体裁、提出部数等

ア 委託業務報告書A 4版（紙原稿及び製本版 10 部）

イ 上記アに係る電子記録 1式

- ① 調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSVファイル（文字コード：UTF-8(BOMなし)）も提出すること。
  - ② PDFファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。  
また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。
- (2) 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
  - (3) 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
  - (4) 成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本業務委託にあたり、成果物は公開を前提としており、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、提案者の費用をもって処理するものとする。

## 10 委託業務の経理

本委託業務は、業務完了時に、契約額の範囲内で、業務の実施に要した経費を精算するものであるため、以下の点に留意して経理を行うこと。

- (1) 委託業務が完了した際には、実績報告書を提出すること。
- (2) 委託業務にかかる支出には、すべて支出額、支払い先、支出目的を明らかにする証拠書類（領収書など）が必要であり、精算の際には沖縄県がそれらの証拠書類を検査した上で支払うものとする。
- (3) 事業完了時に、実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。

- (4) 委託業務にかかる経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。
- (5) 委託業務にかかる支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度の翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるように整理し保管しておくこと。
- (6) 委託業務の実施にあたっては、財産の取得は原則として認めないこと。

#### 11 その他留意事項

本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書について定めのない事項については、沖縄県と受託事業者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。